

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業を令和8年度から実施します。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	人	—	5	4	4	4
1歳児	人	—	8	8	8	8
2歳児	人	—	6	6	6	6
合計	人	—	19	18	18	18

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	人	—	5	4	4	4
1歳児	人	—	8	8	8	8
2歳児	人	—	6	6	6	6
合計	人	—	19	18	18	18

【確保方策】

市内の保育所、認定こども園等において事業を実施し、定員の確保を図ります。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保】

満3歳以上となって乳児等通園支援事業が利用できなくなり、その後の利用を検討している場合には、プチ保育（一時預かり保育）事業を実施している園への案内及び当該園と情報の共有を図り、引き続き園の活動をこどもに体験させることや保護者との相談がスムーズにできるよう連携を図ります。